

令和８年度 介護保険料について

６５歳以上の方の保険料は、玉野市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

$$\boxed{\text{玉野市で必要な介護サービスの総費用}} \times \boxed{\text{６５歳以上の方の負担分 ２３％}} \div \boxed{\text{玉野市に住む６５歳以上の方の人数}} = \boxed{\text{基準額 月額６,０００円}}$$

この基準額をもとに、所得に応じた負担になるように、１３段階の保険料に分かれます。

段階	基準額に対する割合	対 象 者			月額保険料額
					年間保険料額
1	0. 285	本人が市民税非課税	世帯員に市民税課税者 がい ない	生活保護受給者	1, 710
				老齢福祉年金受給者	
本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が8 2. 6 5 万円以下	20, 520				
本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が8 2. 6 5 万円超 1 2 0 万円以下	2, 610				
本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が1 2 0 万円超	31, 320				
2	0. 435		世帯員に市民税課税者 が い る	本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が8 2. 6 5 万円以下	4, 110
				本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が1 2 0 万円超	49, 320
3	0. 685			本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が8 2. 6 5 万円以下	5, 400
				本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が8 2. 6 5 万円超	64, 800
4	0. 90			本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が8 2. 6 5 万円以下	6, 000
		本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が8 2. 6 5 万円超	72, 000		
5	1. 00 (基準額)	本人が市民税課税		本人の合計所得金額が1 2 0 万円未満	7, 200
				本人の合計所得金額が1 2 0 万円以上2 1 0 万円未満	86, 400
6	1. 20			本人の合計所得金額が1 2 0 万円以上2 1 0 万円未満	7, 800
				本人の合計所得金額が2 1 0 万円以上3 2 0 万円未満	93, 600
7	1. 30			本人の合計所得金額が2 1 0 万円以上3 2 0 万円未満	9, 000
				本人の合計所得金額が3 2 0 万円以上4 2 0 万円未満	108, 000
8	1. 50			本人の合計所得金額が3 2 0 万円以上4 2 0 万円未満	10, 200
				本人の合計所得金額が4 2 0 万円以上5 2 0 万円未満	122, 400
9	1. 70			本人の合計所得金額が4 2 0 万円以上5 2 0 万円未満	11, 400
				本人の合計所得金額が5 2 0 万円以上6 2 0 万円未満	136, 800
1 0	1. 90			本人の合計所得金額が5 2 0 万円以上6 2 0 万円未満	12, 600
				本人の合計所得金額が6 2 0 万円以上7 2 0 万円未満	151, 200
1 1	2. 10			本人の合計所得金額が6 2 0 万円以上7 2 0 万円未満	13, 800
				本人の合計所得金額が7 2 0 万円以上	165, 600
1 2	2. 30			本人の合計所得金額が7 2 0 万円以上	14, 400
					172, 800
1 3	2. 40				

● 合計所得金額（地方税法第２９２条第１項第１３号に規定）

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。市民税の非課税基準に用いられます。

※ 株式等の譲渡損失などの繰越控除を受けている場合は繰越控除前の金額となります。

※ 租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合には、合計所得金額から特別控除額を控除した後の金額を保険料の算定に用います。

※ 合計所得金額がマイナスの場合は、０円とみなします。

● その他の合計所得金額

合計所得金額から所得税法第３５条第２項第１号に掲げる額（公的年金等に係る雑所得）を除いた金額です。